

さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱等保護者関係者説明会 会議録

- 1 日時 平成19年4月14日(土) 午前10時から11時30分
- 2 場所 シビックセンター12階会議室
- 3 出席者 専門委員会委員 内山委員長、前田委員
区職員 大角男女協働子育て支援部長、太田資源環境部長、海老澤建築課長、中村施設管理課長、下田建築課主査
久住保育課長、佐藤保育係長、大澤主事
保護者関係者 11名

4 説明会

(1) 事務局より

開会の挨拶を行った。以下の配布資料について確認した。

- ①さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱
- ②さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とその基本となる考え方
- ③さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱

(2) 内山委員長挨拶

昨年の4月に入ってから、健康対策実施要綱について、皆さんの意見を反映させながら委員会の方で検討し、1月27・28日に原案を示した。そこでまた保護者・関係者の方のご意見やメール等での意見をいただいた。その後、専門委員会を開催し、皆さんからの意見を反映させたものが、今日お示ししている要綱である。非常に長い期間が経過しており、お子さんたちが、もうすぐにでも喫煙をするような年齢になってきているので、いろいろな対策をやっていかなければならないと改めて思ったところである。

過日、大阪で行われた「環境と健康」というシンポジウムの最後に、「一言、皆さんの夢を語ってください」と言われて、私は、「環境問題に関しては、弁護士の要らない解決策をみんなで見出していけたらよい。」と述べた。さしがや保育園アスベスト健康対策についても、「考え方」に示したように、将来起こるかもしれないことについての対応を行う初めてのシステムである。いろいろとまだ、現在の法的には不備な部分もあるかもしれないが、弁護士の助言も受けながら、知恵を出し合ってまとめた。もしまた不都合なことが起これば、委員会として責任をもって対応するので、是非皆さんのご意見を今日は聞かせていただきたい。

(3) 事務局より資料に基づき、説明を行った。

- 具体的な説明に入る前に、健康対策実施要綱の策定に時間がかかり、関係者の皆様にはご心配をおかけいたしましたことをまず、お詫び申し上げます。
- また、今回の要綱の策定にあたっては、専門委員会委員の皆様には、お忙しいところ、3回のワーキンググループと5回の専門委員会を開催して検討をいただき、保護者の皆様に要綱をお示しすることができました。あらためて、この場をお借りして専門委員会委員の皆様にお礼申し上げます。
- 次第の2、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」及び「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱とその基本となる考え方」について説明する。
- 健康対策実施要綱は今後区が行う健康対策についてまとめたもの。
- 「『さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱』とその基本となる考え方」は要綱の条文について、区の基本的な考え方を明示したものである。2の基本的な考え方の中に、今後の健康対策を実施していく上での区の基本的な姿勢、考え方を示している。2段落に、区の姿勢を明示した。また、要綱の条文だけでは規定した内容がわかりにくいこともあるため、要綱の内容を解釈する上での基本的な考え方をわかりやすく示している。なお、この「基本的な考え方」も要綱と同様、区の正式な文書である。

- 次に次第3、これまでの検討の経過及び要綱策定の主な論点について説明する。
- 昨年9月21日の専門委員会から、3回のワーキンググループと2回の専門委員会を開催し要綱について検討していただけてきた。今回の要綱策定では、2つの基本的な考え方に沿ってすすめてきた。第一は、関係者の方が補償を得るまでに大きな労力や心理的な負担と歳月を費やすことがない様、関係者の方の救済の立場にたって考えること。第二は、万一、アスベスト関連疾患が発症したときは、
- ①悪性中皮腫の発症とアスベストばく露は相当程度関連性が高いことから、専門委員会の判定に基づき、文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際のアスベストのばく露に起因しないことが明らかでない認められたときは区が関連費用を負担することとした。具体的には、悪性中皮腫が発症した場合は、専門委員会の判断に基づき、今後、大きくアスベストにばく露するような状況におかれぬ限り、さしがや保育園でのアスベストばく露との関連性を認め、区が費用負担を行うというものである。②また、肺がん、良性石綿胸膜炎だけでなく、「アスベストに起因して発症する可能性がある」と学会等で認められた疾患」についても、専門委員会の判定に基づき、文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際のアスベストのばく露に起因すると認められたときに、区が関連費用を負担することとした。
- こうした点を基本として昨年12月19日に要綱の原案を策定、その後、保護者関係者説明会を1月27日・28日で開催するとともに、2月4日までメール等でご意見をお寄せいただいた。こうした意見をどのように要綱に反映させたかについて説明する。
- 関連する資料として第14回及び15回の専門委員会の資料を配布してある。資料に基づき説明する。
- 専門委員会設置要綱については、①専門委員会設置要綱第4条について専門委員会委員の再任については、ア)連続2期まで再任されることが出来る。イ)一度退任した委員が再任されることが出来る。以上2点の内容を反映した修正を行う。という意見が出された。指摘された内容はすでに要綱で規定してあるので、一度退任した委員が再度委員になることは可能である。
- 健康対策実施要綱については、①職員の場合は、労災や公務災害の適用が優先される。この考え方が明確になるよう、第1条の規定を修正する。という意見があり、第10条に2項に指摘の内容を新たに加えた。
- 基本となる考え方については、一点目として、「今現在は疾患等の被害は出ていないので保護者が懸念するのは40年50年と経過するうちに『救済』の概念が薄れてしまうのではないかということです。そこで、『2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方』の中に、『救済』という言葉を入れていく。」という意見が出された。そこで、「…関係者の方々の救済の立場に立ち、…」という表現を加えた。
- また、二点目として、「第10条（費用負担）に対する【基本となる考え方】の記述を次の内容が明確になるよう修正する。ア)関連費用の目安が保護者関係者に不利にならないよう、どのような考え方に立つのかを明確にできればいいのではないか。イ)判定は、専門委員会が実施することになる旨を明記する。疑わしい場合も含め専門委員会が判定を行う。」という意見については、第10条の【基本となる考え方】に次の文を加える。「④本要綱は、裁判によらないで解決できる方法を想定しています。そこで、「疑わしい場合」「発症が懸念される場合」は、診断書などを添えて事務局に申し出ていただくこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。
- また、たとえば、万一「肺がん」が発症した場合も、本要綱第10条に規定する「疾患」ですから、診断書などを添えて事務局に申し出ていただくこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。⑤関連費用の目安は時代によって変わります。そこで、「2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱

の基本的な考え方」で述べたとおり、関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って、個別に相談しながら対応することとなります。そのため、本要綱では、関連費用の目安を示さないこととしました。⑥文京区職員については、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法を優先的に適用することとなります。これらの適用がない場合に、本要綱を適用することとなります。」

○さらに、基本となる考え方の中に「…補償等を得るまでに…」という表現がある。通常「補償」といった場合は、適法行為の場合に使用するもので、違法行為の場合は「賠償」という表現を使用するのではないかと。といった意見があった。通常、補償とは、損失、費用等を償って埋め合わせることで、損害等の発症の原因が適法行為によるものである場合に用いられる。一方「賠償」とは、一般的には、他人に与えた損害を償うこと。法令用語としては、民法上の債務不履行又は不法行為に基づく損害の「賠償」や国家賠償法に基づく損害の「賠償」のように、通常違法な行為により他人の権利・利益を損害して与えた場合にその損害を補填するため金銭を支払うことを意味する。今回の事故は、区に責任があることはこれまでも区報等で明確にしてきたことから、「賠償」としての性格を有するものである。しかし、「賠償」といった場合は、因果関係を明確にすることが求められたり、葬祭費や弔慰金といった性格の支出ができなくなるなどのことが予想される。また、第10条の関連費用については、当然損害を含む広い概念である。そうしたことから、今回は「補償等」という表現を用いることとした。

○次に、4 協定の締結について説明する。(1) まず、今回策定した要綱についてです。法的に「要綱」とは、行政が取り組む施策等の統一性を確保するために、行政内部で定められる事務処理の基準あるいは指針としての性質を持つ。(2) こうした法的な性質から、「要綱は区の内部規定にすぎず、いつでも改正・廃止が可能です。そうした性質をもっているからこそ、明文化することで縛りをつける必要があると考えます。」との意見が過去に保護者の方から寄せられた。(3) そこで、今回、希望される場合は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で協定を結ぶこととした。(4) 協定は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で署名・捺印するので、双方の責任により守られるものであり、一方的に改正や廃止をすることはできない。協定で定める健康対策の内容と要綱で定める健康対策の内容は同一のものであり、結果として、区は要綱を一方的に改正や廃止をすることはできない。(5) 協定を希望されない方については、要綱が健康対策の実施内容を担保するので、協定を結ばないことで不利益はない。

○次に、2 協定の結び方については、区長印を押印した協定書を児童1人あたり2部送付する。協定を希望される方は、協定書に必要事項をご記入のうえ、指定箇所に押印の上1部を、返信用封筒にて事務局宛にご返送し、残り1部は、そのまま保有する。また、協定を希望しない方は、協定を希望しない旨の返事を事務局までご返送ください。

○次に、5 お見舞金の支給について説明する。(1) お見舞金は今回の事故に対するお詫びとしてお渡しするもの。(2) お見舞金をお受け取ることで、今後の健康対策等を受けるにあたって不利益が生じることは、一切ない。お受け取りの対象となる方は(1) 今回の事故に遭われた入所児童の方。(2) アスベストばく露に係る和解を行った方は、対象外となります。さらに、お見舞金の額は、児童一人あたり、100,000円。次に、お受け取り方法については、(1) 同封の「支払金口座振替依頼書」に必要事項を記入し同封の返信用封筒にて、保育課保育係までご返送ください。(4) 書類が届き次第、ご指定の口座にお見舞金を振り込ませていただく。

○次に、今後の予定だが、今回の説明会の後、連休前に協定書、お見舞金お受け取りについての書類を送付させていただく。

○今後の健康対策などについては、専門委員会を開催し、「判定基準の作成について」「リスク相談、健康相談の実施について」「今後の進め方について」検討していただく。検討状況については、ニュースにより皆様にお伝えする。

○また、今後、最低年1回は専門委員会を開催する。

- 今後の健康対策として、他の目的で撮影され、提出された胸部 X 線写真を読影の上、写真をコピーして保管することが報告書（P、168）で指摘されている。高校入学時にはレントゲン写真を撮ることとなっている。現在、当時の年長児が中学2年生ですから、平成21年度の住所確認時にその旨のご案内の記述を入れる。提出された写真は、専門委員会と相談して、読影していく。なお、コピーは区が保管することを考えているが、今後、件数が増えていくことも予想されますので、専門委員会のご指摘を踏まえ、対応する。また、今後は、CD-ROM での提出が主流になると考えており、こうしたシステムにも対応できるようにしていく。
- また、もう少し先のことになるが、平成31年以降の健康診断の実施については平成29年に開催する専門委員会で、どのような健康診断を実施するか確定して頂き、その指摘に沿って対応する。
- 平成31年より前に実施する場合は、平成31年に実施する健康診断と同様の手続きにより行う。なお、緊急に行う必要があると専門委員会の指摘を受けた場合は必要な手続きを行い対応する。

（4）質疑応答

<質問 1> 専門委員会が今後も健全に運営されていくことを期待している。素朴な疑問だが、救済の場面のところで、もしも何かが起きた場合に、どのような形になるのか、不安である。委員会が開催されて、判定までにどのくらいの時間がかかるのか？そのとき、既に治療していた場合、すぐに救済の費用が出るのか？要綱では、個々に対応していくと書かれているが、話し合う場面では、区の職員だけなのか？委員会の先生に相談に乗ってもらえないのか？先生と話せると安心感がある。第三者が見ているところで対応されていることがあったほうがよい。

関連費用の目安が、わからない。委員会の話し合いの中では、労災と交通事故の場合の損害賠償と公害健康被害補償法という言葉が出ていた。労災に準じる考え方だと若年層に不利益。その場合、交通事故の損害賠償のような考え方がいいのか、等の意見が出ていた。新しい考え方なので、いいところを組み合わせ、救済するということになったのか？この考え方がいいのか？

<回答> 万一の場合の対応については、現在行っているような健康リスク相談・心理相談は、同時並行的に、専門委員会の中でやっていくことになる。「個別に相談する」の意味は、いくら支払うとか、費用の詳細については、あくまでも個別に（弁護士がつく場合もあるが）対応するという意味である。何か、密室で丸め込まれてしまうのではないかと、といった不安があるのかもしれないが、そうした意味ではない。一方で専門委員会を継続的に行うので、その中で、先生方に相談することはできる。万一、今後疾病が発症を想定しても、それが30年後なのか40年後になるのかわからない。そこで、現時点で万一の場合に、「これを目安にします。」または、「これは目安にしません。」などについては、現時点では要綱などに盛り込みにくいので、「基本的な考え方」の中で、「関係者の方々の救済の立場にたち、誠意を持って対応してまいります。」と区の姿勢を示した。このことで、ご指摘の内容については、対応していると考えている。関連費用の目安については、14回・15回の専門委員会の中で議論したとおりであり、今、ご指摘いただいたとおりである。

<回答について一意見> 「救済」というのは、ニュアンスとしてはありがたいが、漠然ともしている。健全な救済が行われるということは、この問題を忘れないで、プラス思考でいながら、考え続けることである。健康対策が進むことによって、このような説明会は、非常に重要だと思う。マイナスの話題で集まることは苦痛だが、子供たちの健康を守るためには有効なことであるとの認識が行政との間で、共有できて健全な関係ができれば、あ

りがたい。普通では考えられない、癌にならない生き方を追求していけるというふうに話が持っていければ、細かく説明会などを開いてもらうことによって、どんどん知識があがっていくと思う。このような会は非常に重要である。今後もよろしく願います。

<質問 2> 何かあったときに、区の窓口で相談する、ということだが、専門委員会の動きとしては、定期的に相談窓口があり、最低年1回専門委員会を開催するという緩やかな体制である。万一の場合、進行がはやいので、間に合わない。専門委員会に緊急招集体制というか、専門の先生がすぐに判断できる状態や最新の知見の医療機関を紹介するとか、治療法を紹介するなどの対応は考えているのか？全員では機動力落ちるので、ワーキンググループ的に先生方の一部でも緊急に召集する体制など組んでいく予定はあるのか？

<回答> 基本的な考え方の6ページ④のところにあるが、何かあったら、すぐに事務局に申し出てもらう、これがスタートになる。早急に専門委員会開催し、判定してもらう。全体で判断するのではなく、レントゲン写真の読影などは、ある程度専門医を中心としたワーキンググループ的な分科会を設けることになっているので、そこに直接依頼して、第一的な判断をお願いしたうえで、専門委員会を開催する。「早急に専門委員会を開催する」ということには、ワーキンググループでの対応も含むと理解してほしい。

<回答補足一内山委員長> 普段の健康に関して、疑問・心配が出たときに、委員会に直接、あるいは何か窓口をつくってすぐに相談できるようなシステムを作っていきたい。その相談のなかで、アドバイスをするとともに必要があれば、委員会を招集する。専門委員会全体で議論する場合には、病気についての個人情報問題となる。医師・弁護士などは守秘義務があるが、保護者委員や傍聴者も入ってくるので、その場での議論と個人的な症状（まだ何かわからない段階での）についての議論とは分けたほうがよいと考えている。但し、必ず、公の場で議論されていることは保ちたい。アスベスト関連疾患でないかもしれないケースまで含めて、専門家以外の人もいる中で、全て公にして、議論することは難しい。今後判定の基準をつくるような場で、ワーキンググループのようなもの、あるいは現在専門家が対応している健康リスク相談・心理相談のようなシステムを考えていきたい。「風邪をひいて、咳が止まらないが、今回のことに関係はあるのか？」といったような相談は、さしがや保育園での経過があることなので、なかなか開業医では対応できないと思う。

<質問 3> 協定書が、送られて来てから、期限はあるのか？今結ぶつもりはなかったけれども、よくよく考えて結ぼうという気になったとき、あるいは、解消したくなったとき、いつでもできるのか？

<回答> 結論的には、いつでも対応する。108人と一人一人と会って結ぶのは、無理があるので、今回は郵送でやる。日にちは、文京区の区長印を押して皆様に送るのを、20日から25日くらい、連休前には行う。すぐに締結を希望する方には、送り返してもらう。もう少し考えて、後からでも構わない。意思確認についての手紙も入れる。「健康手帳」と同じ考え方でやってほしい。

<質問 4> 区長が変わるが、4月25日ということだと、任期とかはどうなるのか？任期後は、新しい区長の名前になるのか？

<回答> 現在の区長の任期は、4月26日までで、今回、連休前に送るのは、煙山区長の名前である。現区長の名前では嫌だという場合には、次の区長の名前で締結することになる。しかし、区長の名前が誰になるのかは、重要ではない。煙山区長の名前の印を押すわけではない。文京区長の印を押す。今回の事故について、今後将来にわたって文京区が対

応していくことになるのであって、区長が誰になっても、それを引き継いでいくことになる。ハンコを押したときの区長が、煙山力であった、ということである。要綱に区長決定とあるように、区的意思決定である。区長が替っても、文京区として対応していくことに変わりはない。万一、新しい区長が、対応したくないと考えた場合は、要綱を廃止せざるを得ないが、協定書がある以上、廃止も勝手にすることはできない。区の決定として対応することを約束する。

<回答について一意見> 今の話を議事録として残すように。

<質問 5> このような場に来られない人たちにとっては、いろいろ手紙をもらっても、わからない。要綱とか読んでも難しい。今日の話の中でも、区長の交代等、重要なポイントがあったので、わかるようにしてほしい。長い文章は、読めない。

うちの子は、最年長だった。最初の高校入学のときに、該当する。入学時のレントゲンをどうすればいいのか、詳しく教えて欲しい。そのようなプリントをもう一枚入れて欲しい。子どもが成長していく中で、親として、一つ一つ大丈夫なんだと確認していきたい。大多数の人たちに、わかりやすく具体的に示して欲しい。

<回答> きちんと伝えようとする、長くて難しくなってしまう。ご指摘の部分については、ポイントを見やすくしてお示しして、さらに詳しい部分については、二本立てにして工夫したものを考える。今後のスケジュールについても、協定についての意思確認の部分と健康対策についてのスケジュール的なものも、見てわかりやすい形に調整したものを入れたいと思う。今回の説明会についても、議事録として5月の半ばくらいにホームページに載せる。

5 閉会

閉会にあたり、専門委員の前田委員から挨拶があった。

<前田委員> アスベストについては、全く素人だった。参加させていただいて、ようやく概要がわかってきた段階である。今一番必要だと思うのは、お子さん方の成長に伴って、禁煙教育をどうしていくのか、ということが切迫した問題である。養護教員の力がたいへん重要だと思っている。もう既に学校も、いろいろ違っていると思う。どういうふうにやったら一番有効なのか、心理相談に来ている人には個別に話をしている。実際の子供に関して、いつ何をどう伝えるのか、ということと、禁煙が大事ということ、一方的にこちらが予定を立てるわけには行かない。子供たちのそれぞれの発達の状況などを見極めながらやっていかないといけない。不安感だけを与えるようなやり方は、情報の伝え方としてまずい。それについて、皆様方のご意見を、是非お寄せいただきたい。保護者代表委員も、ふたり、今日も見えている。ぜひ、そちらにも、こんな形でやってほしいという要望があれば、区とも相談して、今のような個人的な相談ということではなくて、もう少し違った形も考えられる。これからは、是非、皆様方が自分たちのこととして、協定なり委員会のあり方などについて、積極的にご発言いただくと、もっとこれが有効に使えらると思う。先が長い話なので、今何をやればいいのかということではない。是非、皆様方のご協力をお願いしたい。

<久住課長> ご不明な点があったら、事務局に電話等いただきたい。小グループの中で、説明してほしいという要望があれば、事務局が出向いて対応する。明日もあるので、是非多くの方においでいただいて、ご理解いただきたい。

さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱等保護者関係者説明会 会議録

- 1 日時 平成19年4月15日(日) 午前10時～午前11時30分
- 2 場所 シビックセンター12階会議室
- 3 出席者 専門委員会委員 安達委員長職務代理、永倉委員
区職員 大角男女協働子育て支援部長、手島環境対策課長
海老澤建築課長、中村施設管理課長、下田建築課主査
久住保育課長、佐藤保育係長、大澤主事
保護者関係者 7名

4 説明会

(1) 事務局より

開会の挨拶を行った。以下の配布資料について確認した。

- ①さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱
- ②さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とその基本となる考え方
- ③さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱

(2) 安達委員長職務代理挨拶

やっとここまでたどり着いた。将来への目途が立った。去年の秋から要綱の作業に入っ
て、いろいろと具体的な問題について、法律の面から、保護者の立場から、区側の立場か
ら、意見を出し合って、かなり詰めてきた。今、石綿関連法で問題となっているようなこ
とについても、参考にしながら、不備なことが起きないように、80年後・90年後とい
った期間の問題だとか、疾患の範囲の問題であるとか、委員会のメンバーが替っても今の
考え方が変わらないようにすることだとか、具体的な問題について、ワーキンググループ
を中心に案を作って、また本委員会の方で見直す作業を行ってきた。その中で、不備な点
をいろいろと繕っていくと、文章が非常に硬くなる。基本的な考え方について、今の委員
会の中では、ひざ詰めで話してきているので、理解し合っているが、それが、保護者の方
やご本人たちに10年後・20年後でも伝わるようにするには、要綱の文章だけでは、ど
うしてもできない。そこで、「基本的な考え方」を作成して、最終的に委員全員が一致し
て出来上がったものである。あるいは、まだ詰めなければいけないところがあるのもし
れないが、その時点では、委員会の委員が責任をもって補っていく。文章で全て補うとい
うことには限界も感じるのので、そのあたりを今日の説明会でご理解いただければありがた
い。

(3) 事務局より資料に基づき、説明を行った。

- 具体的な説明に入る前に、健康対策実施要綱の策定に時間がかかり、関係者の皆様にはご
心配をおかけいたしましたことをまず、お詫び申し上げます。
- また、今回の要綱の策定にあたっては、専門委員会委員の皆様には、お忙しいところ、3
回のワーキンググループと5回の専門委員会を開催して検討をいただき、保護者の皆様に
要綱をお示しすることができました。あらためて、この場をお借りして専門委員会委員の
皆様にお礼申し上げます。
- 次第の2、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」及び「さしがや保育園アスベ
スト健康対策実施要綱とその基本となる考え方」について説明する。
- 健康対策実施要綱は今後区が行う健康対策についてまとめたもの。
- 「『さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱』とその基本となる考え方」は要綱の条
文について、区の基本的な考え方を明示したものである。2の基本的な考え方の中に、今
後の健康対策を実施していく上での区の基本的な姿勢、考え方を示している。2段落に、
区の姿勢を明示した。また、要綱の条文だけでは規定した内容がわかりにくいこともある
ため、要綱の内容を解釈する上での基本的な考え方をわかりやすく示している。なお、こ

の「基本的な考え方」も要綱と同様、区の正式な文書である。

○次に次第3、これまでの検討の経過及び要綱策定の主な論点について説明する。

○昨年9月21日の専門委員会から、3回のワーキンググループと2回の専門委員会を開催し要綱について検討していただいていた。今回の要綱策定では、2つの基本的な考え方に沿ってすすめてきた。第一は、関係者の方が補償を得るまでに大きな労力や心理的な負担と歳月を費やすことがない様、関係者の方の救済の立場にたって考えること。第二は、万一、アスベスト関連疾患が発症したときは、

①悪性中皮腫の発症とアスベストばく露は相当程度関連性が高いことから、専門委員会の判定に基づき、文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際のアスベストのばく露に起因しないことが明らかでない認められたときは区が関連費用を負担することとした。具体的には、悪性中皮腫が発症した場合は、専門委員会の判断に基づき、今後、大きくアスベストにばく露するような状況におかれな限り、さしがや保育園でのアスベストばく露との関連性を認め、区が費用負担を行うというものである。②また、肺がん、良性石綿胸膜炎だけでなく、「アスベストに起因して発症する可能性がある」と学会等で認められた疾患」についても、専門委員会の判定に基づき、文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際のアスベストのばく露に起因すると認められたときに、区が関連費用を負担することとした。

○こうした点を基本として昨年12月19日に要綱の原案を策定、その後、保護者関係者説明会を1月27日・28日で開催するとともに、2月4日までメール等でご意見をお寄せいただいた。こうした意見をどのように要綱に反映させたかについて説明する。

○関連する資料として第14回及び15回の専門委員会の資料を配布してある。資料に基づき説明する。

○専門委員会設置要綱については、①専門委員会設置要綱第4条について専門委員会委員の再任については、ア)連続2期まで再任されることが出来る。イ)一度退任した委員が再任されることが出来る。以上2点の内容を反映した修正を行う。という意見が出された。指摘された内容はすでに要綱で規定してあるので、一度退任した委員が再度委員になることは可能である。

○健康対策実施要綱については、①職員の場合は、労災や公務災害の適用が優先される。この考え方が明確になるよう、第1条の規定を修正する。という意見があり、第10条に2項に指摘の内容を新たに加えた。

○基本となる考え方については、一点目として、「今現在は疾患等の被害は出ていないので保護者が懸念するのは40年50年と経過するうちに『救済』の概念が薄れてしまうのではないかということです。そこで、『2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方』の中に、『救済』という言葉を入れていく。」という意見が出された。そこで、「…関係者の方々の救済の立場に立ち、…」という表現を加えた。

○また、二点目として、「第10条（費用負担）に対する【基本となる考え方】の記述を次の内容が明確になるよう修正する。ア) 関連費用の目安が保護者関係者に不利にならないよう、どのような考え方に立つのかを明確にできればいいのではないか。イ) 判定は、専門委員会が実施することになる旨を明記する。疑わしい場合も含め専門委員会が判定を行う。」という意見については、第10条の【基本となる考え方】に次の文を加える。「④本要綱は、裁判によらないで解決できる方法を想定しています。そこで、「疑わしい場合」「発症が懸念される場合」は、診断書などを添えて事務局に申し出ていただくこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。

また、たとえば、万一「肺がん」が発症した場合も、本要綱第10条に規定する「疾患」ですから、診断書などを添えて事務局に申し出ていただくこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。⑤関連費用の目

安は時代によって変わります。そこで、「2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方」で述べたとおり、関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って、個別に相談しながら対応することとなります。そのため、本要綱では、関連費用の目安を示さないこととしました。⑥文京区職員については、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法を優先的に適用することとなります。これらの適用がない場合に、本要綱を適用することとなります。」

- さらに、基本となる考え方の中に「…補償等を得るまでに…」という表現がある。通常「補償」といった場合は、適法行為の場合に使用するもので、違法行為の場合は「賠償」という表現を使用するのではないかと。といった意見があった。通常、補償とは、損失、費用等を償って埋め合わせることで、損害等の発症の原因が適法行為によるものである場合に用いられる。一方「賠償」とは、一般的には、他人に与えた損害を償うこと。法令用語としては、民法上の債務不履行又は不法行為に基づく損害の「賠償」や国家賠償法に基づく損害の「賠償」のように、通常違法な行為により他人の権利・利益を損害して与えた場合にその損害を補填するため金銭を支払うことを意味する。今回の事故は、区に責任があることはこれまでも区報等で明確にしてきたことから、「賠償」としての性格を有するものである。しかし、「賠償」といった場合は、因果関係を明確にすることが求められたり、葬祭費や弔慰金といった性格の支出ができなくなるなどのことが予想される。また、第10条の関連費用については、当然損害を含む広い概念である。そうしたことから、今回は「補償等」という表現を用いることとした。
- 次に、4 協定の締結について説明する。(1) まず、今回策定した要綱についてです。法的に「要綱」とは、行政が取り組む施策等の統一性を確保するために、行政内部で定められる事務処理の基準あるいは指針としての性質を持つ。(2) こうした法的な性質から、「要綱は区の内部規定にすぎず、いつでも改正・廃止が可能です。そうした性質をもっているからこそ、明文化することで縛りをかける必要があると考えます。」との意見が過去に保護者の方から寄せられた。(3) そこで、今回、希望される場合は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で協定を結ぶこととした。(4) 協定は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で署名・捺印するので、双方の責任により守られるものであり、一方的に改正や廃止をすることはできない。協定で定める健康対策の内容と要綱で定める健康対策の内容は同一のものであり、結果として、区は要綱を一方的に改正や廃止をすることはできない。(5) 協定を希望されない方については、要綱が健康対策の実施内容を担保するので、協定を結ばないことで不利益はない。
- 次に、2 協定の結び方については、区長印を押印した協定書を児童1人あたり2部送付する。協定を希望される方は、協定書に必要事項をご記入のうえ、指定箇所に押印の上1部を、返信用封筒にて事務局宛にご返送し、残り1部は、そのまま保有する。また、協定を希望しない方は、協定を希望しない旨の返事を事務局までご返送ください。
- 次に、5 お見舞金の支給について説明する。(1) お見舞金は今回の事故に対するお詫びとしてお渡しするもの。(2) お見舞金をお受け取ることで、今後の健康対策等を受けるにあたって不利益が生じることは、一切ない。お受け取りの対象となる方は(1) 今回の事故に遭われた入所児童の方。(2) アスベストばく露に係る和解を行った方は、対象外となります。さらに、お見舞金の額は、児童一人あたり、100,000円。次に、お受け取り方法については、(1) 同封の「支払口座振替依頼書」に必要事項を記入し同封の返信用封筒にて、保育課保育係までご返送ください。(4) 書類が届き次第、ご指定の口座にお見舞金を振り込ませていただく。
- 次に、今後の予定だが、今回の説明会の後、連休前に協定書、お見舞金お受け取りについての書類を送付させていただく。
- 今後の健康対策などについては、専門委員会を開催し、「判定基準の作成について」「リスク相談、健康相談の実施について」「今後の進め方について」検討していただく。検討状況については、ニュースにより皆様にお伝える。

- また、今後、最低年1回は専門委員会を開催する。
- 今後の健康対策として、他の目的で撮影され、提出された胸部 X 線写真を読影の上、写真をコピーして保管することが報告書（P、168）で指摘されている。高校入学時にはレントゲン写真を撮ることとなっている。現在、当時の年長児が中学2年生ですから、平成21年度の住所確認時にその旨のご案内の記述を入れる。提出された写真は、専門委員会と相談して、読影していく。なお、コピーは区が保管することを考えているが、今後、件数が増えていくことも予想されますので、専門委員会のご指摘を踏まえ、対応する。また、今後は、CD-ROMでの提出が主流になると考えており、こうしたシステムにも対応できるようにしていく。
- また、もう少し先のことになるが、平成31年以降の健康診断の実施については平成29年に開催する専門委員会で、どのような健康診断を実施するか確定して頂き、その指摘に沿って対応する。
- 平成31年より前に実施する場合は、平成31年に実施する健康診断と同様の手続きにより行う。なお、緊急に行う必要があると専門委員会の指摘を受けた場合は必要な手続きを行い対応する。

（4）質疑応答

<質問 1> 昨日も参加したが、終わったあと皆さんと話をしたところ、皆さん、いろいろと送られてくるものが重荷になっているようだった。わかりにくい。日常生活の中では、理解できない。委員会ニュースが、カラーになっていて、唯一わかりやすい。子どもたちに上手に引き継がなければいけないが、手渡すものの種類が多く、文章が難しい。子ども向けのパンフレットを作成することが、重要課題ではないだろうか。小学校5・6年生くらいのレベルで、最終報告を子どものために読みやすくしたものを作成して欲しい。これは、お願いである。

親としては、工事現場が非常に気になる。通学路のところで、アスベストのある建物が解体されるときに、看板が出ていたが、いつアスベストを撤去するのかがわからない。アスベストの撤去日には、可能な限り近づき来たくない。看板に表示されていれば、自分で、自分の子どもの身を守ることができる。いちいち、工事現場の会社に電話したり、環境対策課に電話したりするのは大変である。ある程度のレベルまでは、あの表示で安心できるので、撤去日も書いて欲しい。それから、アスベストがないとしても、粉塵がすごい。水を散布しながら作業しているが、アスベスト含有建材が混ざっていないとは言えない。粉塵対策も、文京区は先駆けて対応していただきたい。

<回答ー環境対策課長> 大気汚染防止法、環境確保条例に基づいて、アスベスト撤去工事がある場合には、環境対策課に届けがある。ほかに、区独自の要綱をつくって、法律・条例の対象でないものについても、全てアスベストの工事については届出をしてもらっている。届出が出ると、職員が出向いて、指導を行っている。業者の方は、説明会を行うとか、工事日を知らせるとか、掲示板を設置するとかをやっている。確かに、撤去の日にちまでやっていない。説明会をやることになっているので、その中で、撤去の日にちまで皆様に伝えるように指導していくとか、具体的な方策を考えていきたい。

<回答について> できれば、看板とかわかりやく表示できる方向で、できないだろうか？

<環境対策課長> わかりました。すこし考えさせていただきます。

<質問 2> 高校に入るときの検診で、ほかの子どもと違う対応になる。親たちの間で、子どもに、もう話したのか、話していないのか、話題になっている。そろそろ話さなければ

ばいけない、と思っている親たちのケアをお願いしたい。区からもらっている説明書だけを持っている親たちは、正確なところを子どもたちに伝えるのが難しい。少なくとも、高校の検診のときに、何故自分が他の子と違う対応になるのか、子どもに説明できる資料が欲しい。

<回答> この部分については、14回と15回の専門委員会の中でも指摘を受けた。専門家の意見を聞きながら、子どもたちにわかりやすいものを、要綱等の問題が終わった段階で、作業を進めようと考えている。パンフレット1枚みたいのがいいのか、漫画のような冊子がいいのか、どういったものを、どの程度の内容で伝えるのがいいのか、原案を作成して、前田先生等のご意見を聞いて、つくっていききたい。

<久住課長> なかなか、この場でご意見をいただくのも難しいということであれば、何人かのグループで集まりがあるので、説明してくれないかという要望があれば、事務局が出向くので、連絡ください。

<安達委員長職務代理> 協定書を送るときに、健康手帳の案内も入れて欲しい（まだ、半分くらいしか受け取っていないようなので）。手帳が届いていることが、一番いいと思う。一部でも二部でも増えればいいと思う。

<質問 3> 中皮腫について、見つかったから進行がすごく早いと聞いている。早期発見が難しいということなのか？見つかった場合、治療して完全に治ることがあるのかどうか？発見されて3ヶ月くらいで亡くなると言われているが、中皮腫の早期発見方法とか、具体的な治療方法とかを教えて欲しい。

<安達委員長職務代理> 私は、研究者で医師ではないので、臨床的なことは誤解を避けるうえで、申し上げられないが、データ上の5年生存率は、海外でも日本でも、5%くらいである。他の乳癌とか子宮癌は、90%とか非常に高いのに対して、中皮腫は非常に低い。発見も治療も、両方難しく、進行も早い。診断に関しては、順天堂大学の先生が、今やっと新しいマーカーになるようなものを見つけれられて、4万人くらいの集団を追跡しているという段階であるが、進行が非常に早いので、1年に1回の検診では、ごく一部の人がしか早期発見はできない。これから先、中皮腫として進行するずっと手前の段階で何か見つかるようなものがあればいいのだが、今のところ発見されていない。現状では、診断・治療ということよりも、何かいい予防法があればいいのだが、それもない。タバコを吸わないことが、一番の予防になる。今後吸わない、喫煙のリスクを負わない、研究者としては何か予防法を見つけていく、ということが主眼になると思う。高校1年生くらいになった人たちを対象に、病気に対する正しい認識を持たせるにしても、中皮腫の5年生存率は、本人にとっては非常にショックなものなので、感受性豊かな時期でもあり、直接的に話すべきかどうか難しい。小学校高学年くらいでわかるようなものと、高校1年生くらいで、結核検診のレントゲン撮影をしたときに、ほかの子がやらないことをやらなくてはならない必要が生じたときに、どういった説明をしなければならないのか、リスク相談という意味では、課題がまだまだこれからだと思う。保護者の方、保護者の専門委員の方、それから、リスク相談になるべく声を反映させていただきたいというのが、私の一番の要望である。

<意見> これから生活していくうえで、世の中にはいろいろなリスクがあり、その中で喫煙のリスクがある。アスベストは肺に残るが、喫煙は止めてしまえばリスクは落ちるので、子どもにきつく叱るのでなく、止めればリスクが落ちるんだということも知識として子どもに伝えていく。アスベストは一生体に残るが、リスクを避けていく生活方法があるので、これからの委員会で議論して、最新の医学情報とかも反映させながら、診断と予防を最優

先に機能させていく。その前に、子どもたちに正しくどう伝えるかを議論していかななくてはならないし、皆さんもご興味をもっていたきたいと思う。

5 閉会

閉会にあたり、専門委員会の永倉委員から挨拶があった。

<永倉委員> 長い時間かかってしまったが、基本的には、いろいろ議論をしながら、皆さんの意見を聞きながら、現段階では、いいものになったのではないかと思う。要綱とか協定ができたということで終わったわけではなくて、これからやる方針が決まったというだけであり、専門委員会は継続して、きちんと仕事をしていく。何かあったときのアクションを起こすときに、どこにどうすればいいのか、森さんを中心にニュースをわかりやすいものに作っているので、とりあえずは、区の事務局の方へ、こんな心配がありますとか、こんな診断を受けましたとか、お話ししていただく。もしくは、アスベストセンターの方も、そのような機能を持っているので、そちらにご連絡いただくのが、最初のアクションと思う。

発病時はそういうこととして、子どもたちが今後リスクを増やさないためにやるべきことは、たくさんあって難しい問題だと思う。ひとつは、喫煙のような自分で避けることのできるリスクは、限りなく避ける。工事現場に近寄らない。アスベスト対策が工事現場で完全に行われているかということ、実態としては、全く違っている。含有建材についても、法律も、まだ水を撒けばいいというだけの話で、水を撒いたとしても、アスベスト粉塵を吸ってしまう可能性は十分ありうる。文京区は、そのへんをきちんとやろうとはしているが、あくまでも届出制なので、業者が届けなければ見逃されてしまう。そういう意味でも、皆さんが監視を続けていって、声をあげることが重要である。声をあげて業者にアスベストどうなっていましたか、と言うだけで、その業者が、やろうとしていなかったアスベスト対策をやるということもある。我々も含めて、声をあげること続けていきたい。

地震のあった輪島の方に行ってきたが、地震の場合には、仕方ないことだか、アスベスト対策は後回しになる。アスベスト建材が、町じゅうに捨てられて、山になっていた。アスベスト粉塵が出ていることは確実である。木造建築ばかりあると思われていた輪島の方でも、そうなのだから、東京でちょっと大きな地震があって、建物が倒壊すれば非常に膨大なアスベストが出ることは、ほぼ確実である。そういったことが起こる前に、行政的に、除去を含めたアスベスト対策をどこまでできるか、ということが、子どもたちのリスクを少しでも減らすことに寄与する。建物についてのアスベスト対策を、行政の施策としてやるということについて、国に対しても運動として起こしていきたい。

具体的な話になるが、ボーリング場とか病院とかのアスベストが放置されている廃墟に、中学生・高校生が侵入して落書きをしたり、寝泊するなどのケースもある。そういうことについての注意喚起もして欲しい。

子どもたちに、これからアスベスト・リスクを増やさないためのいろいろなことを考えて、話していかなければならない。かと言って、感情多感な時期で、こちらの意図がそのまま伝わるわけではないので、子どもたちにきちんと理解してもらえるようなものを作っていかなければならない。そのような課題を専門委員会でも考えていきたいので、皆さんのご意見をお寄せいただきたい。

<久住課長> 区としても、先生の指摘にもあるように、これが始めの一步になるものと認識している。あくまで、今後の基本的な考え方をお示しして、健康対策をどうするかを皆さんとお約束をした。今後これを確実に実施していくことが、文京区の責務だと考えている。是非また皆さんからのご意見をいただきながら、進めていきたいと考えている。本日は、ありがとうございました。